



株式会社 東郷製作所

TO GO SEISAKUSYO CORPORATION

東郷製作所 グリーン調達ガイドライン

第4版 TS-77000

2024年1月1日

株式会社東郷製作所 主管部門：調達部



目次

I. はじめに	1
II. 環境方針	2
III. 改訂内容の概要	3
IV. 仕入先様へのお願い事項	
1. 環境マネジメントシステムの構築	4
1-1. 環境マネジメント体制の構築	
1-2. ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進	
2. 環境負荷物質の管理と削減	5
2-1. 当社に納入される製品、部品、材料、副資材(最終的に製品を構成するのも)	
(1) 環境関連法規制等の順守	
(2) 材料および環境負荷物質情報の提供	
(3) 環境負荷物質に関する初品検査結果の報告	
(4) 環境負荷物質非含有管理体制の構築	
2-2. 当社内にて使用する原材料、副資材等	
(1) 禁止物質の含有禁止	6
(2) 材料および環境負荷物質情報等の提供	
2-3. 当社に納入される梱包資材	
2-4. 不使用宣言書の提出	
3. 物流に関わるCO2排出量、梱包資材の削減	
4. 仕入先様における各種環境への取り組み	7
4-1. 法令順守	
4-2. 環境パフォーマンスの向上	
化学物質関連法令	8
用語集	9



はじめに

当社は環境問題が重要視される以前から、原価低減の一環として省エネ活動を行ってまいりました。その後ISO14001認証を機に「省エネルギー」「ゼロエミッション」「公害防止」の各部会を立ち上げ、2018年からは部会活動に加えてSDGsの観点から「目的・目標」を掲げて取り組みの範囲を広げて推進してまいりました。

- 1) 低炭素社会の構築.
- 2) 循環型社会の構築.
- 3) 自然環境保全と共生社会の構築.
- 4) 環境経営・環境マネジメント.
- 5) EMPの維持改善.

2022年からは、これまでの活動をベースに温室効果ガス削減(カーボンニュートラル)、特に「CO2排出量低減」を最重要課題と捉え、4つの枠組みで活動を進めていきます。

- [1] 脱炭素社会への貢献
- [2] 循環型社会への貢献
- [3] 自然共生社会への貢献
- [4] 環境教育・啓発

この実現には、環境に配慮した製品、部品、副資材、原材料などの使用をすることが重要であり、皆様方のご協力が必要不可欠です。

皆様方には、従来からご協力をいただき、大変に感謝しております。

弊社の環境対応への取り組みに対しまして、更なるご支援のほど、宜しくお願ひ申しあげます。

環境管理責任者

取締役 高原 幸夫



II. 環境方針(文書番号:E420-103)

株式会社 東郷製作所

環境基本方針

基本理念

株式会社 東郷製作所の社是及び経営基本方針に基づいた企業活動を行うとともに、かけがえのない地球環境を健全な状態で、次世代へ引き継いでいくことが重要な使命と認識し、「人にやさしく地域社会に貢献する企業」をめざす。

基本方針

- (1)当社が行う事業活動、主製品である自動車用ばね部品及びサービスが、
環境に与える影響を的確にとらえ、
環境負荷及び有効性を評価し全員参加で継続的な改善を図る。
- (2)環境関連の法律、規制、協定及び同意するその他の要求事項を順守するにとどまらず
技術的、経済的に可能な範囲で汚染の予防に努める。
- (3)持続可能な社会に向けて、製品・技術開発、環境に配慮したものづくりを推進する。
- (4)カーボンニュートラルの実現を目指し、CO₂排出量削減を推進する。
- (5)内部環境監査を実施し、自主管理による環境マネジメントシステムの維持向上を図る。
- (6)当社で活動するすべての人について必要な環境教育と訓練を行い、
環境保全意識の向上を図り環境方針の周知徹底をする。
- (7)この環境方針は必要に応じて社外にも公開すると共に、一般の人も入手可能にする。

2024年1月1日

代表取締役社長 相羽 繁生



III. 改訂内容の概要

今回の改訂内容の概要は以下の通りです。

1. 規制物質アクセス先をGADSLに統一

2. 不使用宣言書提出依頼先の追加

IV. 仕入先様へのお願い事項

当社では、環境負荷のより少ない安全で高品質な製品をお客様に提供するためにグリーン調達を推進しています。当社の製品は、それらを構成する部品・資材及び製造過程、梱包等で使用される副資材等すべてにおいて、環境負荷のより少ないものでなければなりません。

そこで、このように環境負荷の少ない部品・資材・副資材を調達するにあたり、環境に配慮した、環境マネジメントシステムを構築された仕入先様より優先的に調達することを基本とします。

仕入先様には、法令順守の他、環境面での取組み強化への対応として、次頁以降の記載事項について、確実な取組みをお願いします。なお、お願い事項につきましては、お取引内容によって異なりますので、自社の該当事項を「お願い事項一覧」(付表-1)でご確認いただけるようお願いいたします。また、取組み状況については、適宜ご確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。

調達部長 村松 伸也



1. 環境マネジメントシステムの構築

1-1 | 環境マネジメント体制の構築

環境負荷の低減には、当社活動の一翼をなっている仕入先様にも当社取組みについてご理解いただき、オール東郷でグリーン調達に取組まなければなりません。

仕入先様におかれましては、ISO14001または同等の第三者認証取得※または、同等レベルの「環境マネジメントシステム」の構築をお願いいたします。また、サプライチェーン全体の環境マネジメントを実現するために、皆様の仕入先様への環境マネジメントシステム構築の推進と支援をお願いいたします。

第三者認証未取得の仕入先様および取得が困難な仕入先様は、「環境配慮評価チェックシート」(様式-1)による自主点検を行い認定基準を満足する仕組みを構築していただくようお願いいたします。なお、各仕入先様の環境マネジメントシステムの構築状況につきましては、別途確認させて頂く場合があります。

※「エコアクション21」、「エコステージ」、「KES(京都:EMSスタンダード)」などが含まれます。

1-2 | ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進

当社は、製品の環境性評価をライフサイクル全体で行う場合があり、対象品を選定し、LCAによる評価を行っております。仕入先様に関連する製品が対象となる場合があります。その際は、手順等の必要情報をお知らせしますので情報提供にご協力お願いいたします。

(参考)調査項目:部品製造環境データ

- ・エネルギー使用量
- ・CO₂、NOXなどの大気への排出量
- ・廃棄物量
- ・水使用量



2. 環境負荷物質の管理と削減

2-1 | 当社に納入される製品、部品、材料、副資材

(最終的に製品を構成するもので表面処理を含む)

当社は、欧州REACH、欧州ELV、日本化審法など、国内外における法規制に対応し、環境負荷物質の使用禁止、削減を進めております。仕入先様には、下記に示す当社標準類に添った製品の納入と管理をお願いいたします。

(1) 環境関連法規制等の順守

仕入先様は、当社技術標準TS62004に準拠した製品等の納入をお願いいたします。

なお、TS62004の「申告物質」の中には、現在法規制化が検討されている、あるいは、今後法規制化が予想される物質が含まれています。このような物質については、具体的に代替技術開発および削減活動をお願いする場合がありますので、ご協力ををお願いいたします。

(2) 材料及び環境負荷物質情報の提供

当社からの依頼があった場合は、環境負荷物質含有に関する調査、報告をお願いいたします。

(3) 環境負荷物質に関する初品検査結果の報告

担当受入部署からの指示に従い、初品検査結果をご報告いただくようお願いいたします。

(4) 環境負荷物質非含有管理体制の構築

自社の製品等の中に環境負荷物質が含有しない管理体制を構築していただきますようお願いいたします。

2-2 | 当社内にて使用する原材料、副資材等

当社内の事業場で使用する原材料・副資材・薬剤等の環境負荷物質について、以下の項目への対応をお願いいたします。



(1) 禁止物質の含有禁止

材料、副資材、設備を納入する仕入先様および工事を請負う仕入先様は、納入材料・持込み材料（設備に付帯する油剤などの化学品を含む）に、法令で生産・使用を禁止する物質を含有されないようお願いいたします。

(2) 材料および環境負荷物質情報等の提供

当社内にて使用する原材料、副資材を納入される仕入先様は、納入材料、副資材毎に JIS Z 7253 対応のSDSを提出していただけるようお願いいたします。また、当社の製品に最終形態として残る材料は、IMDSデータを最終形態の形で提出（例：塗装液であれば、塗膜として提出）をお願いいたします。

2-3 | 当社に納入される梱包資材

当社に梱包資材を納入される仕入先様は、当社の要求がある場合には、その要求にしたがい納入梱包資材に含有される化学物質を調査し、その結果を報告していただきますようお願いいたします。

2-4 | 不使用宣言書の提出

当社へ製品、部品、材料、副資材、梱包資材を納入していただく全ての仕入先様は、「使用禁止環境負荷物質の不使用宣言書」（様式-2）に必要事項をご記入のうえ調達部各社担当窓口者へ提出をお願いいたします。

3. 物流に関わるCO2排出量、梱包資材の削減

当社は物流におけるCO2排出量（エネルギー消費量）の削減に積極的に取り組んでいます。併せて、梱包資材の削減も推進しています。

部品、材料、副資材等を納入していただいている仕入先様は、弊社への納入物流におけるCO2排出量の削減への取り組みをお願いいたします。更に梱包資材におきましても、当社の削減活動にご協力をお願いいたします。



4. 仕入先様における各種環境への取り組み

4-1 | 法令順守

法令順守は、最重要項目です。環境に関する法令順守をお願いします。

4-2 | 環境パフォーマンスの向上

以下(1)～(7)の環境パフォーマンス向上に積極的に取組んでいただくようお願いいたします。

(1) エネルギーCO2排出量の削減

仕入先様やその先の仕入先様も含めて、ライフサイクル全体でのエネルギー使用量の低減に取組み、電力や化石燃料などによるエネルギーCO2の排出量の削減を行ってください。

(2) 温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化に影響を与えるCO2、メタン、亜酸化窒素、HFCやPFCの代替フロン類、六フッ化硫黄といった温室効果ガスについて、使用量の把握、および排出量の削減をお願いいたします。

(3) VOC排出量の削減

光化学オキシダントの原因となるVOC(揮発性有機化合物)につきましても、使用材料の代替化や、回収などにより、排出量の削減をお願いいたします。

(4) PRTR対象物質排出量の削減

PRTR法に従い、有害性の高い対象物質の排出量削減をお願いいたします。

(5) 廃棄物発生量の削減

社内で発生する不用品に対して、リサイクルしやすい設計、不良率の低減、売却化などの推進をお願いいたします。

(6) 水使用による環境影響の低減

水資源枯渇を防ぐため、「使用量」と「水質悪化防止」に対する環境影響の低減をお願いいたします。

(7) 自然共生社会への理解と取り組み

生物多様性や事業所周辺の環境保全にご配慮いただき、自然共生社会の実現に向けた取組みをお願いいたします。

備考)前述の(1)～(6)の取り組みは、自然共生社会の構築への間接的な貢献と考えられます。



－ 化学物質関連法令 －

(1) 欧州REACH規則

(Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals Regulation)

2007年に発効した「化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則〈(EC) No 1907/2006〉」。

化学物質管理の企業責任を明確に求めており、この規制のもと、企業は自社で使用・含有する化学物質の把握・リスク評価およびサプライチェーンを通しての管理が義務付けられている。

(2) 欧州ELV指令(End-of Life Vehicles)

2000年に発効した「使用済み自動車(ELV)指令(2000/53/EC)」。

使用済み自動車による環境負荷低減の為に、製品中の化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための、回収ネットワークの構築などを定めている。製品含有化学物質については、信頼性の観点で代替品がない用途には、適用除外の項目もある。

(3) 化審法(化学物質の審査および製造などの規制に関する法律)

化学物質の蓄積性や分解性、毒性を審査・規制し、生物への被害を防止するために、新たな工業用化学物質(新規化学物質)について事前審査を行い、化学物質の有害性に応じて輸入や製造について規制している。

(4) PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)

指定された有害物質を一定量以上取り扱う事業所から、排出または移動した化学物質の量を把握、収計、公表する制度。

用語集

グリーン調達

環境への負荷低減に、継続的に取り組まれている仕入先様から、環境負荷の少ない部品、材料、副資材、事務用品(用度品)などを優先的に調達すること(その他に、物流サービス、機械設備なども対象とする)。

原材料

鋼板、鋼材、非鉄金属材、樹脂材など、仕入先様、および当社生産工場で使用され製品の一部となるもの。

副資材

切削油、離型剤、オイル、洗浄液など、仕入先様、および当社生産工場で使用されるが、製品の一部とはならない材料。ただし、はんだ、接着剤、封止剤、グリースは、製品に含まれるが、副資材とみなす。

梱包・包装材

当社に直接納入する梱包・包装材、および製品・部品を輸送する際に使用する梱包・包装材。

ライフサイクル アセスメント (LCA:Life Cycle Assessment)

製品・サービスの環境負荷を、設計から廃棄段階まで、ライフサイクルで環境影響を総合する手法。もしくは、製品システムのライフサイクル(原材料取得、または天然資源の産出から最終処分まで)を通じたインプット、アウトプットおよび潜在的な環境影響のまとめ、並びに評価。

VOC (Volatile Organic Compounds)

揮発性有機化合物。塗装や接着剤の溶剤など、常温常圧で揮発しやすい有機化合物。

GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)

IMDS申告時に利用する、日米欧の自動車、部品、化学メーカーで合意された、業界共通の管理化学物質リスト。
GADSLの最新版は<http://www.gadsl.org/> から入手可。

SDS (Safety Data Sheet)

事業者が原材料、副資材等を他の事業者に出荷する際に提供を義務付けられている、その性状および取扱いに関する情報を記載したもの。国内の旧名称はMSDS。

自然共生社会

人間社会の営みにより、自然環境に何らかの影響を与えていたり、生物多様性を維持し、自然循環の恩恵を受ける形で、社会経済活動と自然が調和され、自然の恵みを将来に渡って受け継がれる社会のこと。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性への具体的な対応としては、資源採掘からの、サプライチェーンへの生物多様性配慮の啓発、敷地を利用したビオトープや緑化、希少動植物の保護繁殖、化学系農薬や肥料の使用量低減など多岐におよぶ。

サプライチェーン

原料の調達から販売まで、製造した製品が、消費者に届くまでの、企業間の連携を含む全体的な流れのこと。設計・開発工程や廃棄までを含む場合もある。

KES

(Kyoto Environmental Management System Standard)

京都環境マネジメントシステムスタンダードの略で、KES環境機構が認証する中小企業向け環境マネジメントシステムのこと。

エコアクション21

環境省が中小事業者等へ普及促進を進める環境活動評価プログラム。環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したもの。

エコステージ

エコステージ協会が認証する、5つのステージを備えた環境マネジメントシステム。ISO14001に準拠しつつ、段階的にレベルアップしていく仕組み。

SOC

(Substances of (Environmental) Concern)

部品、材料等に含有される物質のうち、環境保全または人の健康、生態系維持に支障の原因となる恐れのある物質。

発行部署

株式会社 東郷製作所 調達部

発行 2004年 4月

改訂 2012年 5月

改訂 2018年 8月

改訂 2024年 1月

問合せ先：株式会社 東郷製作所 調達部 ／ TEL：(0561) 38-7696

環境配慮評価チェックシート (ISO14001 環境重要項目点検チェックシート)

対象工場名 :

会社名: _____
 点検日: _____
 点検者: _____

区分	チェック項目	チェックポイント	評価			点検結果		期日	担当
			良好	軽微な不良	不良	【確認事項】良好・不良の内容(具体的に記入願います)	改善事項		
環境管理	組織	環境保全についての取組み毎の組織、責任者、担当者が明文化されているか	5	3	1				
	環境関係法規の理解・周知状況	法規制における自社への要求事項が特定されているか	5	3	1				
	社内展開状況	方針・順守事項(法規制要求事項含む)の社内への周知がなされているか	5	3	1				
パフォーマンス	計画	当社要求事項を考慮した計画、目標設定が行なわれ活動が行われているか	5	3	1				
	是正処置	マネジメントレビューを含め実績評価及び是正活動が適切に行われているか	5	3	1				
大気、水質の管理	ばい煙、ばいじん、水質の測定	基準値に対して測定値の良否 VOC(揮発性有機化合物)の排出及び飛散の抑制を図るための自主管理がされているか	10	6	1				
	管理対象装置、設備の管理状況確認	漏れなく記録管理されているか	5	3	1				
廃棄物管理	スラッヂ、汚泥等の発生の4S	廃棄物の散乱はないか	5	3	1				
	廃棄物排出記録のチェックシートの記入	漏れなく記録管理されているか (マニュフェストで管理されているか)	5	3	1				
SOC管理	グリーン調達の認識状況	東郷製作所 グリーン調達ガイドラインを理解し、対応しているか	10	6	1				
	購入品のSOC管理状況	購入品のリストが有り、仕入先が明確になっているか	10	6	1				
		購入品毎に、SOCに関する要注意度の認識があるか	5	3	1				
		部品、材料、副資材種類毎に非含有の証明(エビデンス)を得ているか	10	6	1				
	工程変更管理状況	工程変更時のSOC関連の対応が明確になっているか	10	6	1				
薬品出入庫管理	油類、有機溶剤等の使用確認	使用量が明確に記録されているか	5	3	1				
	毒物、劇物の使用確認	使用量が明確に記録されているか	10	6	1				
	薬品保管方法、場所の確認	施錠や入出庫管理ができているか	5	3	1				
付帯設備点検	水槽、配管、タンク漏れの確認	各点検要領書にそって記入してあるか	5	3	1				
緊急事態の対応	非常事態発生時の連絡ルートの確認	連絡を含め、緊急事態時の対応手順が定められ訓練が行われているか	5	3	1				
悪臭管理	浄化槽の管理状況	定期的にメンテされているか	5	3	1				
	有機溶剤等換気設備の管理状況	換気運転が出来ているか	5	3	1				
騒音振動管理	騒音発生設備の管理状況	騒音の測定がされているか (近隣から苦情等はないか)	5	3	1				
	振動発生設備の管理状況	振動の測定がされているか (近隣から苦情等はないか)	5	3	1				
教育	環境教育の実施・記録状況	著しい環境影響の原因となりうる作業者の適切な教育・訓練がなされ、記録されているか	5	3	1				

認定基準: 80/100点以上。不良及び、合格点に達しない場合はフォローアップ実施

		合計 0 / 150 点	評価点 0.0 / 100 点	2018/8/29 改訂 調達部
		合計 0 / 150 点	評価点 0.0 / 100 点	2007// 確認者:
		合計 0 / 150 点	評価点 0.0 / 100 点	2007// 確認者:

(様式—2)

株式会社東郷製作所 御中

「使用禁止物質 不使用宣言書」

[宣言文]

当社は、現在 株式会社東郷製作所へ納入している部品・材料・副資材
及び今後、納入する部品・材料・副資材に関して(不純物など非意図的に混入した場合は除き)、
技術標準TS-62004「環境負荷物質管理方法(製品)」にあります『使用禁止物質』・『期限まで
に廃止物質』を使用しないことを宣言致します。

回答日	年 月 日	
会社名		
責任部署名		
役職名		
責任者名 サイン又は印		
問合せ窓口	担当者名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

以上

付表1. お願い事項一覧

仕入先様へのお願い事項						○:対象の仕入先様				記載ページ				
			製品・部品	原材料・副資材	梱包・包装材	設備・工事								
環境マネジメントシステムの構築	環境マネジメント体制の構築			○	○	○				P4				
	ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進			○	○	○				P4				
環境負荷物質の管理と削減	当社に納入される製品、部品、材料、副資材(最終的に製品を構成するのも)	環境関連法規制等の順守			○	○				P5				
		材料及び環境負荷物質情報の提供			○	○				P5				
		環境負荷物質に関する初品検査結果の報告			○					P6				
		環境負荷物質非含有管理体制の構築			○	○				P6				
	当社内にて使用する原材料、副資材等	禁止物質の含有禁止			○	○	○			P6				
		材料および環境負荷物質情報等の提供			○	○				P6				
不使用宣言書の提出						○	○	○		P6				
物流に関わるCO ₂ 排出量、梱包包装材の削減						○	○	○		P6				
仕入先様における各種環境への取り組み	法令順守			○	○	○	○			P6				
	環境パフォーマンスの向上			○	○	○				P6				

作成 2018. 8.29
改訂 [2024.01.01](#)